

開示項目一覧

●銀行法施行規則第19条の2（単体）

1. 概況および組織に関する事項

（1）経営の組織 （銀行子会社等の経営管理に係る体制を含む。）	16,20
（2）大株主の氏名、持株数、持株数の割合	71
（3）取締役および執行役の氏名および役職名	21
（4）会計監査人の名称	41
（5）営業所の名称および所在地	22

2. 主要な業務の内容

99

3. 主要な業務に関する事項

（1）直近の中間事業年度における事業の概況	12～13
（2）直近の3中間事業年度および2事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	

①経常収益	12
②経常利益	12
③中間（当期）純利益	12
④資本金および発行済株式総数	12
⑤純資産額	12
⑥総資産額	12
⑦預金残高	12
⑧貸出金残高	12
⑨有価証券残高	12
⑩単体自己資本比率	12
⑪配当性向	12
⑫従業員数	12

（3）直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標

〈主要な業務の状況を示す指標〉

①業務粗利益・業務粗利益率	54
②国内・国際業務別 資金運用収支、役務取引等収支、 特定取引収支、その他業務収支	54
③国内・国際業務別 資金運用勘定・資金調達勘定 の平均残高、利息、利回り、資金利ざや	54～55,69
④国内・国際業務別 受取利息・支払利息の増減	56
⑤総資産経常利益率・資本経常利益率	69
⑥総資産中間純利益率・資本中間純利益率	69

〈預金に関する指標〉

①国内・国際業務別 流動性預金・定期性預金・ 譲渡性預金・その他の預金の平均残高	58
②固定金利定期預金・変動金利定期預金・ その他の区分別 定期預金の残存期間別残高	59

〈貸出金等に関する指標〉

①国内・国際業務別 手形貸付・証書貸付・当座貸越・ 割引手形の平均残高	60
②固定金利・変動金利別 貸出金の残存期間別残高	60
③担保の種類別 貸出金残高・支払承諾見返額	61～62
④使途別 貸出金残高	62
⑤業種別 貸出金残高、貸出金の総額に占める割合	61
⑥中小企業等に対する貸出金残高、貸出金の総額に 占める割合	60
⑦特定海外債権残高の5%以上を占める国別残高	62
⑧国内・国際業務別 預貸率の期末値・期中平均値	70

〈有価証券に関する指標〉

①商品有価証券の種類別 平均残高	67
②有価証券の種類別 残存期間別残高	66
③国内・国際業務別 有価証券の種類別平均残高	65
④国内・国際業務別 預証率の期末値・期中平均値	70

4. 業務の運営に関する事項

（1）リスク管理体制	18～19
（2）法令遵守体制	17
（3）中小企業の経営の改善および 地域の活性化のための取り組みの状況	7
（4）指定紛争解決機関の商号または名称	17

5. 直近の2中間事業年度における財産の状況に関する事項

（1）中間貸借対照表・中間損益計算書・ 中間株主資本等変動計算書	41～47
（2）破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額および合計額	63
（3）自己資本充実の状況 自己資本比率規制の第3の柱に基づく 開示事項として72ページ以降に掲載	
（4）有価証券・金銭の信託・銀行法施行規則第13条の3 第1項第5号に掲げる取引に関する取得価額 または契約価額、時価および評価損益	48～53
（5）貸倒引当金の期末残高および期中増減額	62
（6）貸出金償却額	62
（7）金融商品取引法第193条の2に基づき監査法人の監査証明を 受けている旨	41

●銀行法施行規則第19条の3（連結）

1. 銀行および子会社等の概況に関する事項

- | | |
|---|----|
| （１）主要な事業の内容および組織構成 | 24 |
| （２）子会社等の名称・主たる営業所の所在地・資本金または
出資金・事業の内容・設立年月日・銀行が保有する
議決権の割合 | 24 |

2. 銀行および子会社等の主要な業務に関する事項

- | | |
|--|-------|
| （１）直近の中間事業年度における事業の概況 | 14～15 |
| （２）直近の3中間連結会計年度および2連結会計年度に
おける主要な業務の状況を示す指標 | |
| ①経常収益またはこれに相当するもの | 24 |
| ②経常利益またはこれに相当するもの | 24 |
| ③親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 | 24 |
| ④包括利益 | 24 |
| ⑤純資産額 | 24 |
| ⑥総資産額 | 24 |
| ⑦連結自己資本比率 | 24 |

3. 直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項

- | | |
|--|-------|
| （１）中間連結貸借対照表・中間連結損益計算書・
中間連結株主資本等変動計算書 | 25～35 |
| （２）破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・
貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額および合計額 | 63 |
| （３）自己資本充実の状況 自己資本比率規制の第3の柱に基づく
開示事項として72ページ以降に掲載 | |
| （４）セグメント情報 | 35 |
| （５）金融商品取引法第193条の2に基づき監査法人の監査証明を
受けている旨 | 25 |

●金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条

- | | |
|--------------------------|----|
| 1. 正常債権の金額 | 64 |
| 2. 要管理債権の金額 | 64 |
| 3. 危険債権の金額 | 64 |
| 4. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権の金額 | 64 |